

各小委員会・専門委員会の審議状況について

容器包装の3R推進に関する小委員会の審議状況について

「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」については、平成25年4月に前回改正法の施行から5年が経過したことを受けて、同年9月から容器包装の3R推進に関する小委員会と、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会容器包装リサイクルWGとの合同会合を開催し、施行状況の点検等を行っているところ。

1. 審議状況

- 第1回（平成25年9月19日）
 - ・ 施行状況の報告等
- 第2回（平成25年10月15日）～第6回（平成25年12月19日）
 - ・ 関係者からのヒアリング
- 第7回（平成26年2月18日）～第8回（平成26年3月3日）
 - ・ ヒアリング意見を踏まえた自由討議
- 第9回（平成26年3月25日）
 - ・ 論点整理（案）について
- 第10回（平成26年4月30日）
 - ・ リデュースの推進、リユースの推進について
- 第11回（平成26年5月28日）
 - ・ 分別収集・選別保管、分別排出について
- 第12回（平成26年6月25日）
 - ・ プラスチック製容器包装の再商品化及び分別収集・選別保管について
- 第13回（平成26年7月23日）
 - ・ ペットボトルの循環利用、指定法人のあり方について
- 第14回（平成26年9月24日）
 - ・ リデュースの推進、リユースの推進について

2. 審議内容

環境省・経済産業省から法の施行状況について報告等がなされた後、5回にわたり関係者（指定法人、市民団体、地方公共団体、特定事業者、再商品化事業者）計28団体からヒアリングを行った。その後、ヒアリング意見を踏まえた自由討議により、委員より追加すべき論点や重点的に議論すべき論点について議論がなされ、ヒアリング意見や自由討議において委員より示された意見に基づき、論点整理がなさ

れた。その上で、論点整理を踏まえて個別論点についての議論を行っている。

主な論点としては、以下のとおり。

- ・レジ袋の削減等のリデュース対策の推進について
- ・事業者・地方自治体間の役割分担や店頭回収の促進方策等を含めた分別収集・選別保管の在り方について
- ・プラスチック製容器包装の再商品化の在り方について

3. 今後の予定

引き続き、論点整理を踏まえて個別の論点についての議論を行っていく予定。

家電リサイクル制度評価検討小委員会の審議状況について

「特定家庭用機器再商品化法」については、平成20年2月に中央環境審議会・産業構造審議会合同会合において取りまとめられた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」において、「今回の検討から5年後を目途に、制度検討を再度行うことが適当である。」とあることを受け、平成25年5月から、家電リサイクル制度評価検討小委員会と、産業構造審議会産業技術環境分科会廃棄物・リサイクル小委員会電気・電子機器リサイクルWGとの合同会合を12回にわたって開催し、施行状況の点検等を行った。

1. 審議状況

○第21回（平成25年5月20日）

- ・家電リサイクル法に基づくリサイクルの実施状況等

○第22回（平成25年7月4日）～第24回（平成25年9月10日）

- ・関係者からのヒアリング

○第25回（平成25年10月21日）～第27回（平成26年1月29日）

- ・家電リサイクル制度の見直しに係る論点について

○第28回（平成26年3月6日）

- ・義務外品・廃家電の不法投棄に関する調査の結果について
- ・家電リサイクル法ルート以外の処理ルートにおける廃家電の処理について
- ・リサイクル費用の回収方式について

○第29回（平成26年4月10日）

- ・リサイクル費用の回収方式について

○第30回（平成26年5月30日）

- ・リサイクル費用の回収方式について
- ・品目追加について

○第31回（平成26年7月4日）

- ・個別課題への具体的な対策について

○第32回（平成26年7月30日）

- ・家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書（案）について

2. 審議内容

環境省・経済産業省から法の施行状況について報告等がなされた後、3回にわたり関係者（製造業者、小売業者、自治体、消費者団体等）からヒアリングを行った。その後、ヒアリング意見を踏まえた自由討議を経て論点整理がなされた。その後4回にわたり論点整理を踏まえた個別論点についての議論を行った上で、家電リサイ

クル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」をとりまとめた。

主な内容としては、以下のとおり。

- ・社会全体で廃家電の回収を推進していくための回収率目標（仮称）の設定について
- ・消費者による適正排出の役割と消費者に対する効果的な普及啓発の実施について
- ・製造業者等からの報告徴収内容の細分化等によるリサイクル料金の一層の透明化・低減化の促進について
- ・小売業者に引取義務が課せられていない特定家庭用機器廃棄物（いわゆる「義務外品」）の回収体制の構築促進、郵便局における家電リサイクル券の運用改善等を通じた排出利便性の向上について
- ・廃家電の違法な回収、不適正処理、不法輸出に対する取締りの徹底について
- ・製造業者等による不法投棄対策未然防止事業協力及び離島対策事業協力の実施等を通じた市町村の取組の支援
- ・小売業者の引渡義務違反に対する監督の徹底について
- ・再商品化率の引上げ、製造業者等によるより一層高度なりサイクルの取組の促進、製造業者等によるリサイクルが実施された後の資源の譲渡先のトレーサビリティの向上について
- ・廃家電に含まれる有害物質の処理状況に係る製造業者等からの積極的な情報発信等について
- ・小型家電リサイクル法の施行状況を踏まえた家電リサイクル法対象品目の追加の継続的な検討について
- ・回収率が低い状況や不法投棄等の悪化の状況を改善することが困難であると考えられる場合に、その原因を分析し、購入時負担方式（いわゆる「前払い式」）への移行も含めた制度的な見直しを行うことについて

3. 今後の予定

家電リサイクル制度評価検討小委員会の決議が得られた「家電リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」について、今後、中央環境審議会の意見具申とする手続きを進める予定。

同報告書の内容については、次回の循環型社会部会において報告する。また、同報告書の提言を踏まえた施策について、順次実施・検討していく。

食品リサイクル専門委員会の審議状況について

「食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律」（以下「食品リサイクル法」という。）については、平成24年12月に前回改正法の施行から5年が経過したことから、平成25年3月から食品リサイクル専門委員会と、食料・農業・農村政策審議会食品産業部会食品リサイクル小委員会との合同会合を開催し、施行状況の点検等を行ったところ。

1. 審議状況

○第1回（平成25年3月28日）

- ・ 施行状況の報告等

○第2回（平成25年4月26日）～第5回（平成25年5月27日）

- ・ 関係者等からのヒアリング

○第6回（平成25年6月14日）

- ・ ヒアリング意見を踏まえた自由討議等

○第7回（平成25年7月31日）

- ・ 論点整理

○第8回（平成26年2月13日）

- ・ 食品廃棄物等の発生抑制の目標値について
- ・ 個別論点（全体的事項、発生抑制）について

○第9回（平成26年3月31日）

- ・ 食品廃棄物等の再生利用・熱回収について
- ・ 食品リサイクル制度に関する主体間の連携・普及啓発について

○第10回（平成26年6月11日）

- ・ 今後の食品リサイクル制度のあり方について（とりまとめ）（素案）

○第11回（平成26年6月30日）

- ・ 今後の食品リサイクル制度のあり方について（とりまとめ）（案）

2. 審議内容

環境省・農林水産省から法の施行状況について報告等がなされた後、4回にわたり関係者（食品関連事業者、再生利用事業者、地方自治体、消費者団体等）計20団体からヒアリングを行った。その後、ヒアリング意見を踏まえた自由討議を経て論点整理がなされた。その上で、論点整理を踏まえて個別論点についての議論を行い、とりまとめ案について了承がなされた。

主な内容としては、以下のとおり。

- ・ 本来食べられるにもかかわらず廃棄されている「食品ロス」が年間約500～800トンあると推計される中での発生抑制の一層の推進について

- ・分別の困難性等から再生利用等実施率が低い食品流通の川下における再生利用等の推進について
- ・地域主導の再生可能エネルギーの導入と地域資源を活用した地域活性化が重要課題とされる中での循環型社会形成推進基本法の規定を踏まえた再生利用の優先順位の在り方及びその優先順位に沿った再生利用等の促進について

また、第8回合同会合では、平成24年4月に暫定的に設定をした食品廃棄物等の発生抑制の目標値に関して、26年4月からの本格実施を行うため、業種の追加等について検討を行い、今般設定が可能と認められた26業種について発生抑制の目標値を了承した。

3. 今後の予定

とりまとめ案については、本日の循環型社会部会においてご審議いただき、循環型社会部会として御決議をいただいた場合には、中央環境審議会の意見具申とする予定。

また、とりまとめに基づき、食品リサイクル法に基づく基本方針を改正することとしているが、同法においては基本方針を改正する際に中央環境審議会及び食料・農業・農村政策審議会の意見を聴くこととされていることから、食品リサイクル法基本方針の改正のあり方について環境大臣から中央環境審議会に対して諮問を行った。同様に農林水産大臣から食料・農業・農村政策審議会に対しても諮問を行う予定。基本方針の改正のあり方については、循環型社会部会の御了承の下、食品リサイクル専門委員会で審議を行う予定。なお、同委員会は食料・農業・農村政策審議会食品産業部会食品リサイクル小委員会との合同会合の下で審議を行う。

自動車リサイクル専門委員会の審議状況について

「使用済自動車の再資源化等に関する法律」については、平成 22 年 1 月に取りまとめられた「自動車リサイクル制度の施行状況の評価・検討に関する報告書」（合同会合報告書）において、「今回の検討から 5 年以内を目途に、改めて制度の在り方について検討を行うことが適当である。」とされていることを受け、平成 26 年 8 月から、自動車リサイクル専門委員会と、産業構造審議会産業技術分科会廃棄物・リサイクル小委員会自動車リサイクルWGとの合同会合を開催し、制度の評価・検討を開始したところ。

1. 審議状況

○第 32 回（平成 26 年 8 月 21 日）

- ・自動車リサイクル法の施行状況、制度の評価・検討について等

2. 審議内容

環境省・経済産業省から法の施行状況等について、関係団体から合同会合報告書に基づく自主的な取組等について報告がなされた。また、自動車リサイクル制度の評価・検討を開始するにあたって、これまでの制度の執行状況等を踏まえて、委員より評価・検討にあたって重視すべき論点について意見が示された。

3. 今後の予定

関連事業者等に対してヒアリングを行い、平成 27 年 1 月以降、論点整理、方向性の検討及び報告書のとりまとめを行う。

廃棄物処理基準等専門委員会の審議状況について

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）」に基づく廃棄物の適正処理に係る技術的基準等に関する事項について、処理技術の進展、廃棄物の性状等諸状況の変化や有害物質等に対する新たな知見に対応するための検討を行うため、専門委員会を設置し必要な検討を行っている。

1. 審議状況

○第6回（平成26年6月24日）

- ・カドミウムに係る処理基準等の見直しについて
- ・廃棄物処理におけるカドミウムに係る状況について

2. 審議内容

平成23年7月、カドミウムの公共水域の水質汚濁に係る人の健康の保護に関する環境基準（以下「健康保護に係る水質環境基準」という。）及び地下水の水質汚濁に係る環境基準（以下「地下水環境基準」という。）の基準値を見直すことが適当である旨、中央環境審議会から環境大臣に対し答申が出され、この答申を踏まえ、平成23年10月27日、健康保護に係る水質環境基準及び地下水環境基準の変更が告示された。

環境基準値の見直しを受け、廃棄物処理法に基づく廃棄物最終処分場からの放流水の排水基準、特別管理産業廃棄物の判定基準等の見直しについて検討いただくこととなった。検討に当たっては、廃棄物最終処分場からの放流水等の排出の実態、処理技術の現状、廃棄物中の濃度の実態等を踏まえることとなった。

3. 今後の予定

第7回は、今後行う実態調査結果がまとまった後に開催することとし、必要な検討を踏まえて報告書を取りまとめる予定。

水銀廃棄物適正処理検討専門委員会の審議状況について

平成 25 年 10 月に採択された「水銀に関する水俣条約」では、水銀廃棄物が環境上適正な方法で管理されるよう締約国に適切な措置をとることを求めていることを受け、金属水銀及び高濃度の水銀含有物を廃棄物として処分する際の環境上適正な処理方法、及び水銀添加廃製品の環境上適正な管理の促進方策について、その排出実態や特性に応じた検討を、専門委員会を設置し、行っているところ。

なお、条約を踏まえた大気排出対策については大気・騒音振動部会において、水銀対策（循環型社会部会及び大気・騒音振動部会の所掌に係る事項を除く。）については環境保健部会において検討している。

1. 審議状況

○第 1 回（平成 26 年 6 月 4 日）

- ・水俣条約の概要及び水銀廃棄物の状況について
- ・水銀回収事業者ヒアリング
- ・今後の検討の進め方について

○第 2 回（平成 26 年 7 月 2 日）

- ・他部会における検討状況の報告（水銀廃棄物との関連分野）
- ・水銀廃棄物の処理に関する論点について

○第 3 回（平成 26 年 8 月 28 日）

- ・他部会における検討状況の報告（水銀廃棄物との関連分野）
- ・水銀廃棄物の処理に関する論点について

○第 4 回（平成 26 年 10 月 8 日）（予定）

- ・他部会における検討状況（水銀廃棄物との関連分野）
- ・水銀廃棄物適正処理検討専門委員会報告書（案）について

2. 審議内容

水俣条約の内容、水銀回収事業者ヒアリング等を踏まえ、現状の水銀廃棄物の取扱いを整理し、条約発効を踏まえた水銀廃棄物の処理に関する論点と考え方について議論を行っている。主な論点は以下のとおり。

- ・廃金属水銀の処理について
- ・水銀汚染物の処理について
- ・水銀添加廃製品の処理について

3. 今後の予定

水俣条約を踏まえた今後の水銀廃棄物対策について、第 4 回専門委員会において取りまとめた報告書案について次回の循環型社会部会において議論を行い、その後、

パブリックコメントを経て、第5回専門委員会において報告書を取りまとめる予定。